

大阪府受動喫煙防止条例の制定を歓迎し、 受動喫煙の危害が^{ゼロ}0となっていく大阪を期待します

子どもに無煙環境を推進協議会（代表理事 野上浩志）

一般社団法人 日本禁煙学会・大阪支部（支部長 濱 純吉）

1. 2019年3月15日の大阪府議会本会議において、全国に先駆けた受動喫煙防止対策としてしての「[大阪府受動喫煙防止条例](#)」が原案どおり、全会一致で可決成立したことを歓迎いたします。ありがとうございました。心より御礼申し上げます。
2. 国の改正健康増進法の受動喫煙防止を超える内容について、
「(1) 喫煙できる飲食店を国の基準より厳しい客席面積30平方メートル以下とすることが柱。(2) 健康・長寿をテーマとする2025年国際博覧会（大阪関西万博）までに全面施行する。(3) 従業員を雇う店舗は広さに関係なく店内を原則禁煙とするよう努力義務を課す。これにより府内飲食店のほぼ半数が規制対象となる見通し。(4) 禁煙飲食店の出入口には「禁煙」の標識の努力義務が課せられる。」などとなっています。
3. 学校、医療機関、行政機関などの第一種施設は、2019年7月から敷地内原則禁煙となり（府内では2020年4月から屋外喫煙所の設置が原則不可）となり、その他の第二種施設（飲食店は100m²以上などを含め）も、2020年4月より原則屋内禁煙が義務付けられます。（府内では小規模飲食店は上記2項のようになります）
4. 「30平方メートル超～100平方メートル以下」の府内の飲食店が喫煙室を設置する場合、府が国の助成に上乗せする形で費用の4分の3（最大225万円）を助成する制度を創設する。」とのことですが、これを活用して喫煙室を設置する飲食店が果たしてどの程度あるか、疑問です。
 - ・喫煙専用室からは、タバコ煙は漏れざるを得ませんし、クレームが付くことは避けられません。メンテナンスの経費などもかかりますし、設置してもいずれ廃止せざるを得なくなることでしょう（有害性が明らかになってきている加熱式タバコの専用喫煙室も含め）。助成制度があるからといってそのような愚策を経営者が選択する可能性は低いことでしょう。（兵庫県では、条例制定当初にこのような助成がありましたが、申請が減るなどで、条例制定後3年後には廃止しています。）
5. 禁煙でない小規模飲食店は、府民等の84%を占める非喫煙者や家族連れは利用を避け、禁煙店に流れることになるでしょう。喫煙可の飲食店には喫煙者が集まり、客や従業員は濃厚な受動喫煙を被ることになるので、非喫煙者は利用しなくなり、従業員は離職することでしょう。その店は廃業するか、禁煙店に踏み切らざるを得なくなることでしょ

う。

6. 今回の「大阪府受動喫煙防止条例」は、改正健康増進法の施行とあいまって、上記のように（１）飲食店利用者の禁煙飲食店の利用への流れ、（２）喫煙者自身の喫煙飲食店の利用回避、（３）従業員の喫煙飲食店からの離職、そして（４）飲食店の自主的な禁煙化の流れ、あるいは廃業を大きく促がすことになるでしょう。また（５）禁煙エリアの広がりにより、喫煙者の禁煙を促がしていくことでしょう。（新幹線から喫煙車両が消えていった歴史的事例と同じように…）

- ・食ベログによれば、2018年12月時点での[大阪府内の全面禁煙の飲食店は14%](#)ですが（全国平均は17%）、2項の「これにより府内飲食店のほぼ半数が規制対象となる見通し」は規制にかかわらず、自主的禁煙を含め、急速に禁煙化が進むことでしょう。

- ・今回の条例にはいくつかの不十分点はあるものの、府議会での可決というハードルを越えるための制約があったためでもあるでしょうが、以上のような契機となる大きな意義があり、受動喫煙の危害が0（ゼロ）となっていく大阪が期待されるので、可決成立を歓迎するものです。

- ・「いのち輝く」がテーマの2025年大阪関西万博に相応しく、受動喫煙から皆の健康も命も救われ、インバウンドなど海外からの多くの方々にも心おきなく大阪の空気を満喫していただけることは、国際都市・大阪の評価をきっと高めることでしょう。

7. 改正健康増進法では「喫煙をする者は、喫煙をする際は受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定され、府条例4条でも「府民等は、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。」と規定され、「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」でも同趣旨の規定があることから、家庭や自家用車などでも、子どもや妊婦などを受動喫煙の危害から守るための施策が不可欠です。

8. また、喫煙者の禁煙をサポートするために、喫煙者の禁煙治療の助成が、少なくない自治体で予算化されているので、府でも、府からの市町村への補助を予算化し、特に、子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のための施策を優先するなど進めるべきです（例えば東京都豊島区、港区、千葉市などでは、禁煙外来治療費助成事業の施策例があります）。

- ・東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組みを支援し、半額を補助する制度を2018年度に創設しており、これは4項の喫煙室設置助成よりはるかに効果的で必要性の高い施策です。

- ・加えて小規模飲食店での全面禁煙への改装費などの助成制度を設けるべきで、千葉市や鳥取県での事例があるし、これは上記と同じく、4項の喫煙室設置助成よりはるかに効果的で必要性の高い施策です。